

生活福祉資金貸付一覧

資金種類			貸付条件			
			貸付限度額	償還期間	貸付利子	連帯保証人
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	複数世帯：月20万円以内 単身世帯：月15万円以内 ・貸付期間：原則3月、最長12月以内（延長3回）	据置期間 経過後	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	10年以内	連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%	
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内			
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度：130万円以内 1年程度：220万円以内 2年程度：400万円以内 3年程度：580万円以内	8年以内		
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	7年以内		
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	8年以内		
		障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内			
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内	10年以内		
		負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費	療養期間が ・1年を超えないとき：170万円 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき：230万円	5年以内		
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	療養期間（介護サービスを受ける期間）が ・1年を超えないとき：170万円 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき：230万円			
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	7年以内		
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内	3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費					
	就職、技能習得等の支度に必要な経費					
	その他日常生活上一時的に必要な経費					
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	12月以内	無利子	不要	
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金（集合住宅は対象外）	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 ・月30万円以内×貸付限度額に達するまでの期間	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受け人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。			不要

※貸付限度額や条件等は変更になることがありますので、お問い合わせください。

※教育支援資金の貸付限度額月額については、特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍までの申込みが可能です。